令和８年度自動販売機一般競争入札仕様書

（１）契約の概要

本件は、自動販売機を設置するための市有財産の賃貸借契約とします。

（２）取扱商品の種類及び販売価格

設置する自動販売機において取り扱える商品は、別紙１一般競争入札対象自動販売機一覧の「形式」に示すとおりとし、容器については次のとおりとします。なお、いずれもアルコール飲料（ノンアルコール飲料（ノンアルコールビール、ノンアルコールカクテル等アルコール飲料を模したもの）を含む）の取り扱いは禁止します。

ア　取扱商品

（ア）　缶　　缶、ビン等の各種飲料。

（イ）ＰＥＴ　　ペットボトル等で、全商品ねじ込み式の蓋（飲みかけでも飲料をこぼすことが無いよう蓋のできる容器）の各種飲料。

（ウ）カップ類　　紙製又はプラスチック製カップ入りの各種飲料。

イ　販売価格　　標準小売価格以下とします。

（３）貸付条件等

ア　貸付期間

令和９年４月１日から令和９年３月 31 日までの３年間とします(更新なし)。なお、個別の施設の供用期間等は、別紙１のとおりとします。

なお、市が公用又は公共用に供するため必要が生じたとき、又は設置事業者が貸付条件のいずれかに違反する行為を行ったとき、その他市が必要と認めるときは、貸付契約の変更及び解除をすることがあります。

イ　賃借料

入札によって決定された価格（税抜額）に消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を加えて得た額をもって１年間の賃借料とします。ただし、賃貸借期間中に消費税等の税率が変動した場合は、変動後の税率を適用して、賃借料を計算します。なお、年間の賃借料は、市が発行する納入通知書により、市が指定する期日までに全額納入してください。

※賃借料には、電気料金は含みませんが、施設に水道設備のあるカップ類自動販売機の水道料相当額を含むものとします。

ウ　電気料金

自動販売機の運転に必要な電気料金は自動販売機設置事業者の負担とし、賃借料とは別に市の発行する納入通知書により、その指定する期日までに納付してください。

※電気料金は、自動販売機に設置する子メーターの指示値により計測した使用量

に施設毎の電気料金単価（税込）を乗じて積算した額とします。なお、設置する電気料子メーターについては適正なものとし、その設置費用は設置事業者の負担とします。

電気料金単価＝施設電気料／電気使用量

エ　環境配慮

設置する自動販売機は、省エネルギー、ノンフロン対応等の環境負荷を低減した機種としてください。

オ　禁止事項

（ア）自動販売機を設置する権利を、第三者に譲渡又は転貸することはできません。

（イ）財産管理者が承諾する場合を除き、自動販売機の設置及び管理運営に必要な一切の業務を第三者に委託することはできません。

カ　自動販売機の設置

（ア）自動販売機は、令和９年４月１日から令和９年４月 16 日までに設置してください。（一部施設の供用期間が異なるものは除く）

（イ）設置場所は、別紙２「設置場所案内図」のとおりとしますが、施設の都合により変更する場合があります。自動販売機の設置にあたっては、各施設の管理担当課と打ち合わせをお願いします。

キ　維持管理責任

（ア）設置事業者は、自動販売機の維持保全を行い、次の各号の費用を負担することとします。

ａ　自動販売機の設置及び撤去に要する一切の費用

ｂ　自動販売機の補修、毀損箇所の修理、付属品の取替え等に要する費用

ｃ　飲料の納入に伴う廃棄物及び使用済み容器の処分費用

（イ）設置した自動販売機に関する利用者等からの苦情については、設置事業者の責任において対応してください。

（ウ）設置事業者は、設置した自動販売機により、市又は第三者に損害が生じた場合は、責任の所在が設置事業者にないことが明らかな場合を除き、その損害を賠償するものとします。

（エ）自動販売機窃盗被害の発生防止のため、堅牢化基準による防犯対策等を実施し犯罪の防止に努めてください。

（オ）自動販売機を据付ける場合は、日本産業規格（JIS）の据付基準又は（社）全国清涼飲料連合会の自販機自主ガイドライン等を遵守し、転倒防止措置を講じてください。

（カ）使用済み容器の回収ボックスの設置及び管理

ａ　使用済み容器の回収ボックスは、プラスチック製または金属製とし、投入

口付近には、一般ごみ投入禁止とリサイクル推進を表示するとともに、外観色は周辺環境に配慮してください。

b　回収ボックスからの容器の回収と処理は、設置事業者の責任において行ってください。処理にあたっては、法律または条例の規定に基づき許可を得るなど適切なリサイクルに結びつけ得る業者に委託してください。

また、回収頻度についても、回収ボックスから容器が溢れないよう十分に配慮するとともに、周辺環境の美化に努めてください。

なお、回収ボックスに他事業者の容器等が混入していた場合であっても、設置事業者の責任で回収してください。

（キ）市は、自動販売機の管理等が不適切であるときは、設置事業者に対してその改善を要求することができることとし、設置事業者は要求を受けたときは、直ちに対処するものとします。

（ク）設置する自動販売機には、販売し管理する会社名又は管理者名を明記してください。

ク　原状回復等

設置事業者は、貸付期間満了により自動販売機を撤去する場合は、各施設の担当課と協議の上、貸付期間内に撤去し、原状回復してください。また、契約が解除された場合は、市が指定する期日までに原状回復してください。

なお、設置事業者は、市に対し原状回復に要した費用、自動販売機の設置に伴い支出した費用、その他一切の費用について、請求することはできません。

ケ　寄附等

（ア）全連番につき、賃借料とは別に、商品１つあたりの売上につき７円を当市が指定する「(社）伊那市社会福祉協議会」の預金口座へ月単位で振り込むこととしてください。この場合の振込手数料は、自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の負担とします。

（イ）「連番 2、3、11、12、13、22、23、32、39、4245、46、47、48」については、上記（ア）の他に、商品１つあたりの売上につき３円を独立行政法人日本スポーツ振興センターの口座へ月単位で振り込むこととしてください。この場合の振込手数料は、設置事業者の負担とします。

独立行政法人日本スポーツ振興センターの寄附金付き自動販売機設置の流れ等については、別添資料を参照してください。

コ　報告

設置事業者は、設置した自動販売機の商品単価ごとの売上数及び売上額を毎月、市に報告してください。

サ　個別要件

（ア）「連番 9、10、11、14、15、16、18、19、20、31、32、33、37、44、45」は、

バリアフリー型の自動販売機としてください。

バリアフリー型の自動販売機とは、硬貨の投入が楽にできるものや、子ども、車イス利用者でも手が届くようなものをいいます。

（イ）「連番 49、50」の自動販売機は、可能であればマイカップが使用できるものとしてください。

（ウ）「連番 6、7、17～22、25～28、35、36、42～48」は、災害対応型自動販売機とします。また、前述以外の自動販売機についても、可能であれば災害対応型自動販売機としてください。

※災害対応型自動販売機は次のとおりとします。

災害発生時において、伊那市が飲料の提供を必要とした場合には、利用者に対し災害対応型自動販売機内の在庫飲料を無償で提供することができる機器とします。

また、災害時に電気が供給されない状況であっても使用（対応）できる自動販売機とし、避難者等が災害対応型自動販売機と認識できるよう表示等を工夫してください。**なお、別途伊那市と「災害時における飲料の供給に関する合意書」を締結いただきます。**

（エ）「連番 1、3、11、12、45」の施設の供用期間は４月～11 月までです。そのため、12 月～３月は自動販売機による販売ができません。